

「介護職員処遇改善加算」取得に向けて！

専門家による **個別相談** のご案内

介護職員のためのキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりすることで、介護職の賃金を上げ、処遇の改善を図ることができます。安心して長く働き続けることができる「魅力ある職場づくり」のためにも、加算取得や上位加算への移行を申請し、取得することをお勧めします。

専門家（社会保険労務士）が事業所に直接訪問し、制度概要の説明から加算取得に向けたアドバイスを、事業所の状況に合わせてご対応させていただきます。

対象事業所

加算区分が「加算Ⅳ」「加算Ⅴ」または、未取得の介護事業所。もしくは、介護職員等特定処遇改善加算の取得を検討されている事業所。

相談回数・時間

1 事業所あたり最大 **3 回**程度訪問
1 回の支援 ⇒ **1 時間 30 分** 程度

相談費用 **無 料**

相談内容例

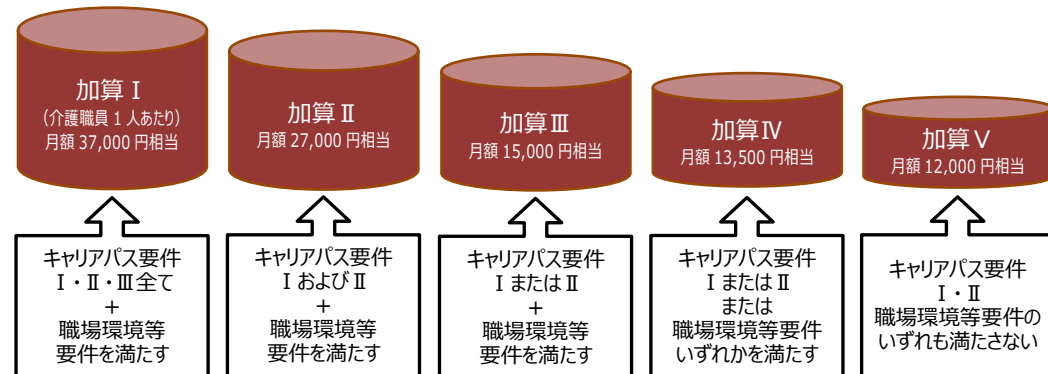
- ・処遇改善加算取得に必要な人事処遇制度
- ・事業所の実態にあったキャリアパスとは？
- ・就業規則、賃金規程の変更方法
- ・職員を適切に評価する基準や仕組み
- ・無理のない定期昇給の仕組み作り
- ・処遇改善加算取得に併せた助成金の活用
- ・介護職員等特定処遇改善加算の概要

事業所とコンサルタントの承諾があれば、非対面（電話、オンライン通話等）での支援も可能です！！

「介護職員処遇改善加算」の概要

介護職員処遇改善加算とは、全5区分からなる区分ごとに設定された要件を満たした介護事業所で働く介護職員の方の賃金改善を行うための加算です。

◆「加算Ⅳ」「加算Ⅴ」は令和3年3月31日をもって廃止となりました。ただし令和3年3月31日時点で算定している事業所については、令和4年3月31日まで算定できるものとなっています。



※専門家は、介護労働安定センターから無料で派遣し、介護職員処遇改善加算の取得支援を行う社会保険労務士です。

FAX : 0857-21-6572

【申込日】

年 月 日

令和3年度 鳥取県委託事業 「介護職員処遇改善加算取得相談窓口設置事業」

無料相談申込票

法人名			
事業所名			
加算届出 区分	※処遇改善加算の届出状況で該当するものを○で囲んで下さい。 ・加算Ⅰ ・加算Ⅱ ・加算Ⅲ ・加算Ⅳ ・加算Ⅴ ・加算未届出		
所在地	〒 - TEL : - - FAX : - -		
役職		氏名	
サービスの種類			
相談内容	<p>■ 該当するものに○をご記入ください。(複数選択可)</p> <p>① 処遇改善加算に必要な人事・処遇制度について ()</p> <p>② 無理のない定期昇給の仕組みを作るにはどうすればよいか ()</p> <p>③ 職員への支給方法をどのようにすべきか ()</p> <p>④ 就業規則・賃金規程の変更方法について ()</p> <p>⑤ キャリアパスの構築や研修計画の立て方について ()</p> <p>⑥ 処遇改善加算の取得で活用できる助成金の申請方法について ()</p> <p>⑦ その他 <u>※以下に相談内容の概略をご記入ください。</u> ()</p> <p>[]</p>		
希望相談 日時	第1希望	月 日 (: ~ :)	
	第2希望	月 日 (: ~ :)	
	第3希望	月 日 (: ~ :)	

【個人情報の取り扱いについて】

「無料相談申込票」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、相談、支部職員による日程調整、内容確認、各種講習会のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

【実施決定欄】

センター使用欄

コンサルタント氏名	実施日時	実施場所	立会職員
	年 月 日 (: ~ :)		